

	も	く	じ	
農林水産部	・	・	・	1
商工部	・	・	・	6
企業局	・	・	・	10

- 予算特別委員会の書面審査の概要をご紹介します。(その1)

農林水産部書面審査 (06年2月16日)

原田 完 (日本共産党・京都市中京区)

品目横断的経営安定対策について

【原田】品目横断的経営安定対策について伺います。松尾団長の本会議での質問もありますので、詳細の点については省かせて頂いて、今国が、この夏から対象農家の申請を受け付けることになるが、受付時期が若干遅れていると聞きます。同時に、知事の特別認可の基準についても答弁されたが、この基準は国の基準との関わりでどの程度引き下げられるのか。

【農村振興課長】品目横断に関する受付の遅れですが、正式な連絡ではないが、いろいろな情報が流れてきており、今年の秋から受け付けることになっています。春蒔きのものについては春以降です。

知事の特認基準ですが、どれくらい落ちるのかということは、数値的には難しいが、一応全国の集落の平均が25ヘクタールとうものを基準としており、25ヘクタールの集落の大きさに対して、各地域の集落の規模によって緩和されるという考え方です。従って、それぞれの地域が、それぞれの市町村によって違ってくるので、一括ここまで落ちるといふ数字の出し方は難しいと考えています。

【原田】集落の大きさによって比率が、25ヘクタールを基準として行われるということだと思いが、その結果、どれくらいの農家、耕地面積等がこれまでの国の基準からいって、外れている部分が救われる状況になるのか、その辺の想定はどうか。

【農村振興課長】現在調査をしており、本会議でも説明したが、現在リストアップしており、その基づき、基準がどれくらい地域にあてはまるのかを拾い出さないと解らないため、想定は難しい。

【原田】25ヘクタールが基準と言うことで集落の大きさが25より大きい場合も含めて当然おきてくるわけですね、そういうときの対応も含めてどのようにお考えか。

【農村振興課長】集落が25ヘクタール以上あるような場合は、基本要件そのものが適用されるため緩和されるということにはなりません。

【原田】わかりました。ただ、受け皿としての法人化、あるいは経理の一元化等の問題もあろうかと思うが、この問題も先程の他の委員の質問でも出されていたが、現状として簡単にいかないという問題が、中堅農家というか、中心どころで頑張っている農家ほど、なかなか経理の一元化等では、自分の経営実態の問題も含めて難しい問題があると聞いています。その関わりではどの様な対応策をとられているのか。

【農村振興課長】経理の一元化については、それまでの受託組織では単なる作業をしていけばよかったが、今度は販売という形になり、経営そのものの知識が必要になってきます。経営アドバイザーを派遣するような講習会などをすでに実施しているし、今後とも経営力をアップするよう支援していきたい。

【原田】私が聞いているのは、経理の一元化をする上で、頑張っている農家ほど、一元化する中で、自分のと

ころの実態全てがオープンになってしまうことへの抵抗感も含めてあるのではないか。そういうところの対応は、そこが参画しないと実体的には難しい事態がおきると思うが、その対応はどうか。

【農村振興課長】 経理の一元化をしていくことについては、地域の中で、その対策にのっていかどうか、その農家の方達の選択になる。無理だということになれば、無理矢理に一元化しなさいということは難しい。ただ、メリットはあるということはお知らせし、対応したいと考えています。

【原田】 ぜひ、その点は多くの農家が参加できる、また参加しようと思うような、仕組み、仕掛けが必要だと思います。そうでないと、先程言われたように、多くの農家が対象からはずれ、結果として集団化がつかれないということになると大変な状況になります。

品目の問題ですが、今度の予算では、中山間地の直接支払いの関係も含めて、農家への支援の問題で、中山間地の特産品育成事業の中で、大豆等が新たな国の基準とは別に京都府独自で予算化されているが、今、国が4品目というのは、北海道では当てはまるが京都ではまるっきり合わない事態がある。松尾団長が質問しましたが、国へ基準が地方の実情にあわせた形で特産品の指定ができるように、強く要望していくべきではないか。京都では大豆や黒大豆、他たくさんあるが、こういうものが指定から外れている。京都独自の地域特産を国の指定になるような要請をすることについて、いかがですか。

【農林水産部長】 品目横断的経営安定対策への基本的な対応は、個別農家でこれに参加できるのか、受託組織で対応が可能なところをどれだけ広げていけるのか、京都の場合は、個別農家というよりも、受託組織として参加できるところをどれだけ増やしていくかということが課題だと思っており、先程来お話があったとおりで、ここを重点的にやっていきたい。あわせて、ここから外れる農家が多数でてくることは、私どもも当然想定している。これらの農家が、きちりと所得を確保できるように、どの様な作物を入れて、どういう形で所得を確保するか、という中で黒大豆、小豆を中心に振興を図っていきたいと思っています。

ご指摘のあった国との関係ですが、黒大豆等を対象に加えてほしいということは、これまでから強く要請してきたところです。国の見解は「内外格差を埋めるためにこの品目を選定している」先程お話があった4品目ですが、黒大豆については内外格差がないと言われているわけですが、京都府としては、京都の、広く言えば地域の実態にあった、農作物を入れた形での、本来の意味での品目横断的な対策を講じて欲しいということは基本的な要求として申し上げているところです。

【原田】 ぜひ、その点での取り組みを強化して頂きたい。また、新規就農の関係も、今年の予算でいうと2500万円ですかね、という形でなっていますが、新しい農家の方々、この間参画してきている中での実態状況についてお聞きします。今、経営的に、この間災した方々でどうなのか、この前の台風の被害、雪もそうですが、そういう形で新規参入の方々が次への対応が難しいという事態がおきていることもでていたので、その点もお聞きします。

【農林水産部長】 新規就農の件ですが、私どもの方では、担い手農業実践農場ということで、それぞれの地域で就農地を想定しながら研修しており、順調にすすんでいます。25カ所程開設し、そのうち就農者が17名程になっています。ただ、研修の段階で台風23号被害を受けられた方々もおられます。これは研修中ですので、京都府の責任と、関係する地域のみなさんの責任ですべて改修を終えています。

山内 佳子 (日本共産党・京都市南区)

地産地消、府立病院等での府内産農産物の利用促進を

【山内】 地産地消の取り組みについて伺います。「いただきます地元産プラン」で、病院、施設での府内産農産物の利用促進が検討されていますが、府立医大附属病院を含めた、府立病院での利用状況はどのようになっているのかお伺いします。

【農産流通課長】 府立病院での利用実態について、アンケート調査等を実施しました。お米・野菜等の利用については、大旨ほぼ全施設で利用されています。

【山内】 それは、ほとんど府内産の野菜やお米で賄っているという把握ですか。

【農産流通課長】 野菜については、府内産で全部賄うのは、京都の生産額について無理であり、京野菜を中心にして、京都でかなり生産されているものがやられている、京都であまり生産されていない野菜もあり、そういうものについては他府県産です。お米については、大きい施設は入札等によってやられるので、入札等の中で、京都産米をお使いになるような方向が出ているところについては、基本的に京都産米で賄われている。残念ながらそうでないところは、京都産米は使われていないということです。

【山内】 府立病院でもお米については100%府内産にはなっていないということですか。

【農産流通課長】 府立医科大学は京都産米ではありません。

【山内】 農産流通課が施設と病院にアンケートをとられていますが、例えば、お米については24%の施設で、関心はあるが利用できないという意向が示されており、意識して府内産野菜を仕入れているところは26%。そして、74%の施設が意識していないとのことだったが、その理由が、価格が高い、品質・価格・規格など他に優先することがあるという回答が、その中の43%をしめていた。こうしたところでのどのように、京都の野菜や米を使ってもらえるのか、課題があると思うが、現在の認識と対策をお聞かせ下さい。

【農産流通課長】 地産地消の運動が学校給食ですと、学校現場と生産現場も含め一体になり、京都産を使うことの意味、栄養の問題や、広く言えば京都の農業を守って頂くということを含め意味合いが徹底していると思っています。残念ながら病院や福祉施設については、地産地消の私どもの問題があるのかしれないが、主旨や、意味合いがまだまだ不十分だと思っています。地元産を使うことの意味をより啓蒙啓発していくことがまずは大事と考えています。あわせて、価格等の問題が確かにありますので、それも少し、お米と野菜は違うのですが、野菜あたりは、地元の旬の頃ですね、確かに価格変動がありますので、旬の頃に一番おいしい野菜を使って頂くと、そんなに他府県とそんな色なく入手出来る場合があるので、旬の栄養価値のあるものを使って頂くようなことで鋭意話しをさせて頂いて、情報を与えるのが私どもの責任であると考えています。お米については、流通経費がいらぬわけですので、その点では卸会社にも努力して頂いて、できるだけ京都のものを使って頂けるような条件整備に努めたいと考えています。

【山内】 ぜひ頑張って頂きたい。病院・施設で給食が保険からはずされるということで、より安いものという風になっていくと思います。病院の栄養士さんにお話を伺いましたが、米などは府内産でなくても、大変安い価格でおいしいお米が出回っているということで、今は府内産を利用しているが、これからが継続して使用できるのか心配だという声もあります。何か特別な対策をとられることはあるのでしょうか。

【農産流通課長】 先程言ったように、卸会社も含め、小売店もより安心安全でそれなりのリーズナブルな価格のものについて提供して頂くようお願いしているので、基本的に、私どもは、価格動向を他府県等見て、米の場合はそんなに大きい差があるとは思っていません。これからの問題で言えば、地産地消の意味も含め、そういう経路・ルートもきちっと示して、できればそういうものを使っていく条件は整うと考えています。

【山内】 先程、課長から学校給食のお話がありましたが、学校給食のパンに府内産小麦を20%使用することを、本府は目標を決めているが、府内産小麦、「にしのかおり」の生産量が年間どれだけ必要で、現在の生産量がどうなっているのか伺います。

【農産流通課長】 学校給食に必要な小麦の量は大体650トンと聞いています。現段階では、教育委員会のお話を聞いていると10%使用ということで、必ずしも2割が目標ではないのですが、かりに2割とすると130トンいるという計算が成り立ちます。今の段階で「にしのかおり」の17年度の製粉量でだいたい20トンということであり、必要量の3分の1程度と見ています。

【山内】 20%ということですが、そこを目標にするのではなく、100%府内産の小麦で給食パンを利用したいと、アレルギーの子どもさんをもつ親御さんからは非常に強い声が届いている。ぜひ努力をして頂きたいと思っています。小麦は作るのが難しいということもお聞きしていますが、しっかりと生産者と手を組んで支援をしていくことが大事だと思いますし、技術支援だけではなく、価格保障も含めて、府内産の小麦についてしっかりと対策をとって頂きたいと思っています。また、「いただきます地元プラン」の中で、米粉パンの給食利用について検討とありますが、現在テストケースのような形で始まっているとお聞きしています。ただ、そこで始まっているのが、府内産のお米を使っていないこととして、それが問題で、現在米粉パンに使用しているお米の価

格は、今、課長は、そんなに京都府のお米と他府県は変わらないと言われましたが、今米粉パンに使用しているお米の価格はいくらで、京都府内産の米だといくらかかるのか、また米粉パンに使用している米の流通経路がどうなっているのか教えてください。

【農産流通課長】私どもが今掌握している段階ですが、いわゆる米粉パンというのが米飯給食とほぼ同一であると見ています。80グラムで大体60円弱くらいと思っていますが、それは今おっしゃった様に、今の段階では府内産を使っているわけではありません。原料のお米と、製粉状の価格のいろんなバランスがあると思いますが、これを府内産に置き換えた場合にいくらになるかの試算はしていません。少しは高くなると思います。

【山内】ぜひ、府内産のお米を使って米粉のパンをつくることは、試算もして利用して頂きたいと思います。

農産物の価格保障について

【山内】次に農産物の価格保障について伺います。京都の農業を守るために、農家への価格保障は大変重要ですし、いろいろと価格保障を行っておられると思いますが、作付面積が不足しているために本府の要件に該当せず、利用できないといった問題もある。たとえば三和町では「ナスを作っていたが、2ヘクタールの要件を満たすことが難しく、いろいろ努力はしていたが出来なかった」と、町独自の価格保障制度をつくられたが、町と生産者と農協が基金を積み立てて価格保障をやってこられました。実は、合併で、新市移行ということで、新市がそれをやらないということになり、出来なくなってしまった。農協と生産者だけではそうしたことはできないということで、これは三和町だけでなく、夜久野町や大江町でも町独自に基金を積み立てて価格保障をしてきたが、できなくなっている。そういう点で、新たな問題が出てきているが、要件の緩和や、新たな支援が必要だと考えるのがいかがですか。

【農産流通課長】三和町のナスの例は聞いていないのですが、おそらく、国の制度の特定野菜等の事業ではないかと思う。調べます。京都府の場合は、独自の価格安定対策をつくり、京都府が半分持たせて頂き、後の半分の内の2分の1ずつを生産者なり、行政なり、農協団体でもつというふうに、面積要件についても低い要件で私どもはやっていますので、2ヘクタールあれば独自の価格安定対策であれば対応できると思います。

【山内】以前2ヘクタールあって、京都府の制度にのっていたが、なかなか頑張ってる人が少なく2ヘクタールに届かないということで、町独自の新しい価格保障制度をつくったけれど、それができないということがおこっているわけです。合併で小規模農家が切り捨てられるという事態がおこっており、そういう点では細かい配慮が必要です。合併を支援すると本府も言っていますから、未来づくり交付金なども有効に使って、農業を続けられるようにするべきです。要望して終わります。

加味根 史朗 (日本共産党・京都市右京区)

風倒木被害の復旧促進のため、制度の改善を

【加味根】台風や雪害での風倒木被害の問題です。部長が本会議で、平成20年度までの5カ年での復旧をめざすと答弁されたが、実際はなかなか進んでいない。その背景に、森林災害復旧事業等が新たな植栽を条件をしていることから、育てても売れる見通しが無い等の理由で放置する状態になっている。そういう状況をふまえて制度の在り方を考えて頂く必要があると思います。森林の整備を促進するためには、風倒木緊急除去事業と同様に、山林所有者の負担無しに危険木の整理だけは府と市町村に等よる事業として進めていく、その仕事を地元が発注し、被害を受けて損失も出した林業者にも現金収入になる新しい制度をつくっていかないと事態がすすまないのではないかと思います、いかがですか。

【農林水産部長】緊急除去事業については、正に目の前に危険がある、人家に影響がある、公共施設に影響がある等について、府の事業としてさせて頂いたものです。一般の風倒木の被害地については、今後の山づくりをどうしていくかも含め、市町村と一緒に進めているところであり、経営的に非常に厳しいという環境ではあるが、今現在、基盤になる林道等を先行して進めている状況ですので、その上立って、市町村と一緒に地権者の方々と、どの様な山づくりを進めていくか、後の保育の在り方も含め積極的に取り組んでいきます。

【加味根】二次災害を防ぐことと、森林の自然景観を保全するという意味で、非常に広域的な積極的意義があると思うので、ぜひ、そういう形で、風倒木緊急除去事業と同様の考え方を発展させた制度を検討して頂きたい。要望しておきます。

森林組合の育成強化の問題について

【加味根】次に、森林組合の育成強化の問題ですが、部長は、「森林組合は森林整備に必要な役割を担っているし、その役割をさらに発揮して頂きたい」と言いながら、同時に「森林整備事業の発注方式として、今後は競争入札の導入を考えたい」という答弁をされた。森林組合にとっては、公共事業も減っている、経営的に大変になっている中で、競争入札ということになると、入札基準を満たしていない森林組合が半数あると聞いていますから、実際には入札から排除されて、ますます仕事も取上げられ、森林組合としての役割を果たせなくなるのではないかと。この矛盾を、あえて突き進むのかということですが、この点はどうですか。

【農林水産部長】入札制度の導入については、事業の透明性等を確保するため、これは公共的な目的をもった必然的な方向であると考えています。森林組合の育成については、先程もあつたが、森林組合の育成そのものは非常に重要な話であり、そのために現在も森林組合に対する指導や合併等も含めた育成強化対策、これは各組合、連合会とも一緒に私どもも検討し、必要な支援していきたいと思っています。

【加味根】透明性の確保という点では、森林組合が、こういう森林整備の事業をやっていくという上において、どれだけの事業予算で、どういうお金がかかってやっているのかと府民に解るように公表もし、透明性を確保することができるわけで、そういう意味では、森林組合の育成強化と透明性の確保は両立するわけで、そういう形で森林組合の育成強化のなかで森林整備をやっていくという方向を進めていくべきだと思うんです。あえて採算性というのを森林整備に持ち込むというのは、経営改革プランがバックにあるんですね、森林整備、森林組合の育成ということとは矛盾してくる。今の知事のもとで、採算というのが、林業まで進められると、実際には森林組合の役割が失われ、森林整備に逆行するということになるのではないかと思いますので、農林部として強く知事にも言うべきだと思うがいかがですか。

【農林水産部長】透明性の関係については制度の仕組みとして、誰にでも分かる形をつくっていく必要があると思っています。公平性の観点も含めて制度としてきっちりやっていく必要があると思っています。採算性ということをおっしゃったが、採算性を確保するために、私どもはこういう制度をつくったわけではありません。制度は制度としてやりながら、対応できる組合をどう作っていくのかということが非常に重要だと思っており、そのための努力を私どもはしていきたいと言っているわけです。

【加味根】実際には、入札制度というのは、素材生産会社あたりが要望されているのかなと推察するのですが、結局森林組合の仕事を奪うかたちになるので、入札導入は見直すべき、やめるべきだと強く求めておきます。

有害鳥獣対策の改善を

【加味根】次に鳥獣対策ですが、私は、夜久野町の猟師さんに状況を伺いました。鹿の被害が大変大きく、平成16年度で724頭駆除をしたそうです。毎年600頭から700頭というような駆除になっているが、被害が治まらない。今回合併になるが、駆除を継続することが必要だ。それを一層支援して欲しいということをおっしゃっていました。その点で、いくつか課題があります。猟師のみなさんの多くが高齢化されており、鹿を追い込む人たちと、鹿の通る道で待ちかまえていて撃つ人と、二つのグループにわかれているそうですが、追い回すなんて出来ないという話があります。手当も減っていて、意欲も減退しているのが実情です。例えば3年前までは1頭あたり24,800円、一日の出動手当も6,000円から7,000円でいたが、出動手当がなくなる、1頭あたりも1万円減るといった状況で、増額の要望がでています。若い後継者も少なくなっており、この対策も求められています。現場の声に応えた改善が必要だと思うがいかがですか。

【森林保全課長】野生鳥獣対策の担い手ですが、現在京都府には、平成16年度現在で約3,000名の方が狩猟登録をされています。昭和51年のピークの時と比べて3分の1に減っていますし、また60歳以上の方が半分以上を占めています。一つは、生活様式が変わり若い方が昔ほど狩猟に興味を示されないという面から、若い方

が狩猟から離れていった現象があると思っています。現在、国に要望し、狩猟免許を取りやすくなるような制度改正が来年度行われようとしています。このような制度を利用して被害を受けておられる農業者自らが、このような被害対策に取り組むような制度を利用していききたいと考えているし、そのような方々の狩猟に対して、技術的、経済的な支援も継続していききたいと考えています。

【野生動物対策室長】 狩猟にかかる費用については京都府で支援しているが、捕獲した鳥獣に対する費用は、鳥獣に対する報償金、捕獲のための出動というのは、市町村が独自に行っておられる事業です。

【加味根】 旧夜久野町で、平成15年度の資料ですが、駆除予算事業費が923万円それに対して京都府の補助が108万円と聞いています。市町村が独自に駆除の予算をとっているわけですから、府の予算を増やして支援をするということが必要だと思いますので、その点を要望して質問を終わります。

商工部書面審査（06年2月20日）

原田 完（日本共産党・京都市中京区）

あんしん借換融資、信用保証の指定解除で利用が困難に

あらたな制度融資での対応が必要

【原田】 あんしん借換融資制度の7号指定が、京都の銀行の場合、市内部を中心に3法が外れているという中で、部長の答弁では昨年の実績は90%だと答弁いただいたが、京都市等を調べてみると、京都市ではかなり申し込み件数が減少しているという状況が現実には起きている。こういう中で実際に私の聞いているところでも、ある印刷のスクリーンの写真製版をやられている方が、元々やっていて、これが、あんしん借換融資を利用していたが、主要な得意先が内製化をするという中で借換融資をなんとか受けたい。ところが7号からも外れている。さらに5号ではどうかと調べてみたけれども、5号でも不況指定から外れているという事態で、結果としては京都府のほうに直接相談に来て、制度としてはおうえん融資を活用しながらなんとか凌ぐということにはなっているが、まだまだ実際には、府庁までわざわざ相談に来て訴えるケースは非常にまれだと思う。各振興局等のところでも丹後の方と中丹とは対応が違う問題だとか、それぞれいくつかのところではいろいろと起きている事例があるが、こういう中で部長は、90%の実績だから大丈夫だというふうな趣旨で言われたと思うが、実際に借りられない方々が生まれた場合の対応がどうしても必要ではないかなと。そのためにセーフティネットやこのあんしん借換融資制度が実施されているわけで、この7号指定が外れる、あるいは5号もやられていない非常事態のところでの業者に対しては、どのようなこれからの融資の対策として考えているか。

【商工部長】 この1月の速報値で行くと、前年比で89.3%ということで12月と同様、89%台を維持している。これはその前の11月までよりもはるかに上っているという状況で推移していて、私が答弁したのは、京都銀行が7号から外れて1年1ヶ月、2信金が対象外になって1ヶ月経ったわけだが、今のところ、その影響は出ていないということを申し上げて、これについては充分この推移を見守っていききたい。あんしん借換融資制度については、セーフティネット全体で対応していききたいと考えている。

【原田】 私が言っているのは、京都市でも現実には減ってきているし、これからの問題としてこういう業者が生まれることに対して、京都府としてしっかりとした支援制度が、セーフティネットを活用と言っても本当にそれで充分にできるのかどうかという点で聞いている。

【商工部長】 セーフティネットを活用した融資制度であり、この制度の充実については、これまでから国に要望している。何もかもが実っているということではないが、染織整理対策のように大幅に5号の指定が増えたというようなこともあり、さらに、セーフティネット制度の充実を要望していききたいと考えている。

【原田】 私が言っているのは、セーフティネットのあんしん借換融資の活用ができなくなるような人たちが現実には起きてきているし、そういう中で京都府に直接乗り込んで相談をして、なんとかおうえん融資等を活用し

ながら息を継いだというケースも現実には聞いているし、ただ、それをもっと京都府としてしっかりと支援をするような制度、仕組み、たまたま話を聞いた担当者が頑張ったから何とか息を継げたという話ではなく、制度としてどうするのか。制度として京都府がどう応援するのかということが求められているわけで、そこでの対応をしっかりと検討されているのかどうかをお伺いしている。

【**商工部長**】何度も繰り返し恐縮だが、あんしん借換はセイフティネットに対応してやっているものであり、それに該当しないものについては他の制度融資で対応していくという形で、金融機関にも親切丁寧に相談にのるように指導しているところです。

【**原田**】同じ答弁ばかりではなくて、私が言っているのは、現実には金融機関で融資が受け付けられない中で、京都府に直接相談に来て、保証協会との折衝もしていただいて、なんとか、おうえん融資をつなげたというケースがあることも存じているわけで、そういう意味で、京都府が今のあんしん借換融資制度だけではなくて、そこからもう一つ超えたところでの新たな制度融資を行うということでの姿勢を示してもらうことが、今、中小企業は大変苦しい状況にある。国民金融公庫の景況調査報告でも出されているような実態なわけで、そこへ即応した形で対応していただくということが今、求められているということで、その点はぜひ検討していただけるように要望しておきます。

大型店の出店問題について

【**原田**】次に、大型店問題についてお聞きします。国で今、まちづくり3法の見直しの動向が出ている。そのことも一般質問で伺い、国の動向はよく存じているが、京都府の懇話会のやろうとしている誘導と中心市街地の活性化で、一般質問の時にも紹介したような事例が解消できるのかどうかお聞かせください。

【**商工部長**】昨年12月16日に懇話会を発足しましたが、その後、国の見直し法案が国会で、今、執行審議されている。こういった改正法案の確認を進めながら、京都府内における郊外型大型店立地のガイドラインや、あるいは中心市街地の活性化策について関係者の意見をお聞きし取りまとめて参りたい。

【**原田**】基本的には、懇話会は誘導と活性化ということではないという判断でいいのか。

【**商工部長**】中心市街地の活性化を図るために、同時に大型店立地のガイドラインも検討していく、その仕組みを検討していくということです。

【**原田**】実際の例として言えば、例えば、近鉄のあとにヨドバシが出ます。これがあの面積でできた場合、今でも京都の家電組合の組合員数は毎年減少していると思う。こういう事態が生まれれば、さらに速度は加速される。その時に地域住民の消費生活や安全性、暮らしの問題を含めて、今、言われているような中心市街地への大型店の誘導ということで、府民の消費がしっかり守られるのか。安心して誰もが歩いている範囲で、買い物ができる状況が確保できるのかという点での不安点を危惧しているわけで、その点でのあり方というのが、京都府としてどのようにお考えなのか。誘導と開発だけでいいのかという点で伺っている。

【**商工部長**】家電業界の代表の方にも懇話会に入らせていただいているので、よく意見を聞きながら進めていきたいと思っているが、私どもは、京都市内は対象としていないので、府内の今後の大型店立地のあり方について検討していただくということになるかと思う。

【**原田**】京都府の示す方向性が京都全体の大きな指針になる。その点での中小小売商業を守り、消費生活を守るということで、ぜひそういう方向での取り組みを進めるべきだということをお願いしておきたい。最後に一点だけ要望しておきたい。京都府の今の官公需の発注状況の明細について資料提供をお願いしておきます。

山内 佳子 (日本共産党・京都市南区)

京都産業立地戦略 21 特別対策事業費補助金について

【**山内**】京都産業立地戦略 21 特別対策事業費補助金について伺います。

まず、ジャトコへの補助金について、既に補助対象事業所の指定は済んだと思いますが、現在手続きがどこまで進んでいるのか、またこの制度は知事特認という制度で指定がされたのかどうか、地元雇用の見込みはどう

なのお答え下さい。

【企業立地推進室長】 ジャトコの企業立地 21 立地取り組みですが、これは知事の特認と言うよりも、今回 21 立地取り組みの改正により、一定規模の増設を対象にさせて頂いています。現在事業所の指定審査会は済んでいるが、また最終はこれから、補助金の交付申請は今後出てくることになっている。とうのは、18 年度の 7 月に操業開始予定になっているので、4 月以降の申請の提出が予定されています。現在のところ、雇用については、400 名～500 名、投資額は約 400 億円見込まれている。

【山内】 次に、島津製作所ですが、本社工場の敷地内に新たな工場を建設しており、そこに子会社の島津エイテックが入るということで、連名で補助対象事業所の指定が済んだと聞いている。現在、島津製作所は子会社化をずいぶん進めておられ、雇用創出という点で非常に問題があると思っている。まず、今度入る島津エイテックは、正規社員が 1 割～2 割で、後は全て時給 800 円～1,000 円の労働者であること。しかも 3 か月契約の短期契約の労働者であると聞いている。問題があると思っているが、そういう点は把握されているのか。

【企業立地推進室長】 現在詳細な事までは把握していない。いずれにしても、議員指摘の通り親会社が土地、建物、設備、子会社の島津エイテックが雇用部門を担当するという形での連名申請は決まっている。詳細については今後の申請待ちとなると思う。

【山内】 島津エイテックが、そういう状況で短期の契約社員、しかも、他県の子会社からそのまま横滑りをさせても、それは補助金の対象になるのか、確認したい。

【商工部理事】 補助金の対象については、基本的に雇用保険を入れて頂く方、1 年以上の継続雇用が期待される方ということになっている。例えば 3 か月という方は対象にならないということだ。

【山内】 島津製作所全体、大企業全体がそうだが、派遣だとか短期契約の労働者を使い捨てにするような雇用の状態がある。そういうところに補助金を出すのは、この補助金の目的が雇用の安定創出ということと、中小企業の育成ということがあげられている。中小企業の育成という点でも、島津が子会社にして、そこで低賃金の労働者を使って、それで本当に技術が継承されていくのか、中小企業の育成になるのか、大きな問題があると思います。いろいろと細かい要件、例えばお聞きすると、3 か月でも保険があるということだが、その辺はきちっと雇用保険の台帳などで確認をして、補助金の対象になるかどうかを決定されているのか。

【商工部理事】 雇用保険台帳で確認している。また、今ご指摘の子会社化というのは、単なる従業員の雇用の問題だけではなく、島津さんからお聞きしているのは、ものづくりノウハウをきっちり継承するような体制づくり等、一環としてそういう専門の会社をつくるということも聞いているので、また、中小企業への発注は、下請けへの発注も期待されるということなので、そういう総合的な観点で企業立地をすすめている。

【山内】 他県の島津関連子会社で働いておられる人たちが、横滑りで京都にきて、そこで働くということになっても、京都府民という事になりますから、それなら対象になるんですか。

【商工部長】 京都府内に住んで頂いて、先程言ったように、雇用保険に入れて頂いて 1 年以上の継続雇用が見込めるものというのが対象になっている。よその県からお越しになるというのは大歓迎致しています。

【山内】 これは税金を使って補助するのですから、もっと厳しく審査をして頂きたいと思う。本当に雇用に効果があるのかどうか、低賃金の不安定な労働者が他県から横滑りをして京都府に来て、それで雇用の効果があるというふうにお考えになるのであれば、本府の条例の目的にも反しますし、府民労働部が出している雇用創出就業支援計画の目標である 4 年間で常用雇用に 3 万人増やすというふうになっているが、やはり、京都の中で常用雇用にふやしていく、安定した雇用を確保していくと言う点では、厳しくチェックをして頂きたいと思います。そうでなければ補助金は出すべきではないと思います。いかがですか。

【商工部長】 ご指摘の島津製作所については、石川県の加賀市と競争をして、京都市内での立地を勝ち取ったものであり、加賀市には既に土地を購入してあった訳ですが、京都から流出して加賀市に立地ということを考えれば、非常に大きな効果があったと考えているし、私どもの雇用の定義は府の雇用創出就業計画の定義とも一致しています。

【山内】 常用雇を増やすといっても、パートでも派遣の正社員でも常用です。そういう点では、しっかりと正社員を採用するという事を見届けて補助金を出して頂きたいと思うがいかがか。

【商工部長】今、非常に厳しい中で企業誘致をおこなっており、常用雇用を義務づけるという様なことは非現実的であると思っている。

【山内】少なくとも、正規社員が1割〜2割で、後は契約社員だと、そういうところで本当に雇用の効果があるのか、これは、島津がもう作らなくなれば幾らでも首が切れるわけですね。本当の雇用創出にはならない訳ですから、そういう点では、しっかりと見届けて頂きたい、要望します。以上で終わります。

梅木 紀秀 (日本共産党・京都市左京区)

企業誘致・波及効果について

【梅木】企業誘致にかかわってお聞きします。企業誘致の補助金が20億円でも少ないくらいだと知事もおっしゃっていたが、他府県の誘致の補助金の額とか、誘致にあたってのいろいろな条件については、一覧表的に資料は持っておられるのか。

【商工部長】非常に変化が激しいのですが、できるだけ正確にまとめて持つようにしている。

【梅木】2年前か、3年前になるのか。その頃の補助金の要件と、現在の最新のものの補助金の条件が他府県ではどのように変わってきているか知りたいので資料要求をします。

【商工部長】変化の推移については簡単にお答えできないが、現状については正副委員長と相談したい。

【梅木】相当な補助金が、競争で条件が変わってきている、補助金の額も上ってきていると思うので、すごく変わってきている状況を知りたいと思うのでよろしくお願ひします。

総務部でも聞いたが、総務部の地方課が市町村に出した、「市町村の経営改革支援シート」のチェック項目の中に「企業誘致をしているか」、そして「不断に企業誘致の効果を検証しているか」と書いてあるけれども、京都府の場合にどういふふうな形で不断に検証しているのか、その項目というのがあると思うがどうか。

【理事】全域が対象なので、立地した企業の宿泊等を把握させてもらい、雇用計画も5年間把握させてもらい、そうした中での波及効果というのを算出させてもらっている。市町村については市町村との連絡会を持っていて、我々はこんなふうな効果を測定しているという話もさせてもらい、企業立地が進んだことが地元の産業の活性化につながるような活動もしていただきたいというような話し合いをしている。

【梅木】先ほども他の議員から、学研の場合、思ったよりも府内の産業への波及効果が少ないという発言があったが、雇用についての効果だとか、流通に関わっての二次的な波及効果とかいろいろとあると思うが、そういう企業誘致によって生み出された効果というものは行政として誘致していった以上、調整をしていく必要があると思うが、説明責任を果たす意味でもそういうものは作成されているのかどうか。

【商工部長】企業誘致に伴う雇用の効果であるとか、第一次波及、第二次波及についてはこれまでから議会でもお答えしてきたとおりです。

【梅木】具体的に一つひとつの企業について検討する必要があると思う。知事も答弁の中で、なるべく波及効果の大きい、経済的な効果の多いところの誘致に努めたいと答えている以上は、一つひとつの企業についての分析も必要だと思うが、それは分析しているか。

【理事】雇用については1社ずつ、5年間の計画と実績がどうなっているのかというようなことをやっており、立地企業との懇談会を開催しており、一部は振興局ごとに開催し、立地企業から、例えばこういう仕事を地元に出したいとか、あるいはこういう従業員を確保したいとかいうような要望をいち早く察知させてもらい、我々の機関で紹介をしているという状況である。

【梅木】今まで40数社誘致されたと聞いているが、それについて私自身も波及効果がどうなのかなと考えているので、これはまた具体的に聞かせてもらおうが、積極的にいろいろな場合を教えていただきたい。

それから、先ほどの山内議員への答弁の中で気になったが、「よその県から来ていただくのは大歓迎」実際に今、企業が、例えばテレビでもやっているが、シャープが亀山工場に行き、雇用が広がった。ところが派遣の社員が寮に住んで通っている。沖縄などでは、派遣会社が雇用を確保して、広島に行きましょうというようなことがテレビでも報道されている。そういうことを知った上で「よその県から来ていただくのは大歓迎だ」と

言ったのかどうか確認させてほしい。

【理事】部長が答弁したのは、補助金をどういう形の方に出しているのかということで、我々としては、新しい工場ができて地元の雇用につながるという観点で、他府県から住所を移された方についても雇用の補助金の対象にしているというようなお答えをさせてもらった。

【梅木】一年間ぐらいの単位でよそから派遣会社の寮に移ってくるわけです。それで補助金をもらうわけです。一年経ってまた次のところに行くということがあるわけです。そういうことがどんどん広がってきている。それを認めるのか、それでもいいと考えているのかどうか。

【理事】派遣社員については補助金の対象外です。我々としてはまず地元の雇用をいかに大きくするか、あるいは働く場、機会をどれだけ拡大するかということで努力しているので、先ほども部長が言ったが、他府県との激しい競争の中で勝ち取って雇用の場を確保しているという点もご了解いただきたい。

【梅木】誘致をしながら、企業が来るというのが、そこで不安定雇用がずい分と増えてきている。そこを問題にしている。京都府も、これは府民労働部の所管だが、アクションプランの中で常用雇用 3 万人と書いてある。こういう時に、企業誘致をする商工部が「常用を義務付けるのは非現実的だ」とも言いましたね。今、実際によそから連れてきて、またよそに行くという形の派遣が増えてきている中で、それも含めてそれは大歓迎というようなことを言っているのか。企業誘致をするその中身、質をアクションプランにも基づいてチェックしていく必要があるのではないかと思うが、それはどうか。

【商工部長】ある時期、京都から、京都の企業は生産拠点を北陸あるいは山陰、滋賀県にたくさん出たわけです。こういった生産拠点を今、京都に戻そうとずい分努力しているわけです。その場合に、その滋賀県の事業所であるとか、あるいは北陸の事業所であるとか、そこに勤務の方がそのまま京都に起こしになれるケースもあるかと思えます。これは大歓迎しているという意味で言ったものです。

【梅木】そこは中身をしっかり見る必要がある。一般的に、京都に住んでずっとそこに住み続ける人が来るようなことは大歓迎です。我々も、北部の地域に働ける場所を、そういう企業誘致をという形で言っているわけです。だから今、中身をしっかりチェックしていく必要がある。全体に格差社会ということが言われているが、若い人たちが正社員になりたい、収入の安定する職場を選びたいと言っても、実際には不安定な職種しかない。有効求人倍率が1になっても、その中身は格差があるということ、本会議でも我々は問題にした。だから、それが問題になって常用雇用 3 万人という話も出てきている。単純に経済波及効果というのではなく、雇用の中身も見ることがあるということ指摘しておきたい。それから、政府のほうも、これからはもう均衡ある発展とは言わない。地域間競争だと言っている中で、実際に企業誘致をして京都府ではいくらと言いながら、南部、北部を考えてみるとかなり格差が出てきている。北部のほうでは企業立地はどうですか。どう認識しているか。長田野、綾部というのは大体聞いているが舞鶴、宮津、与謝、京丹後はどうか。

【理事】今まで私どもが企業誘致した件数は66社あり、そのうち中北部で20社ということです。

【梅木】地域間競争が激しくなっている。府県間も同時ですが、その中で本当に企業誘致を行政が援助してやるべきところが遅れてきているという状況があるので、その辺ぜひ力を入れていただきたい。

企業局書面審査 (06年2月20日)

前窪 義由紀 (日本共産党・宇治市及び久世郡)

府営水道、宇治・木津浄水場系と乙訓浄水場系の接続について

【前窪】宇治・木津浄水場系と乙訓浄水場系の接続予算が出ています。この事業の完成年度は、21年度と伺っていますが18年度でどの程度の進捗になるのか、また、全体の事業費はどの程度になるか併せてお答え下さい。

【企業局長】三浄水場の接続事業、大きく分けて二つあると思っています。一つは、文字どおり三浄水場を接続する連絡管の設置工事です。これについては今現在すすめており、今年度の接続工事が終わると、接続延長

に対する完成ですが 70.2%くらいになる見込みです。来年度、残りの部分を行い、基本的には来年度いっばいで連絡管接続工事は一部、第二外環状道路関連部分は残るが、それ以外は来年度、連絡管については終わる予定ですめています。もう一つの工事の中味は、この連絡した、接続した浄水場管をコントロールし、さらにそこからとってきた水を配分する、私どもは統合ポンプ場と呼んでいます、これの建設工事がもう一つあると思っています。この用地については既に久御山町に取得している、来年度からこの施設の詳細設計に入りたいと思っています。従って、今現在、この施設面の詳細設計等を終えないと事業費についてなかなか確定した数字が出てこない、全体事業費は今のところ、今現在では詳細に申し上げにくい状況にある。

【前産】 広域ポンプ場に設置する、仮称です、ね、集合配水池、それから、災害対応時における仮称総合ポンプ場、これらの給水能力はどの程度のものを作ろうとしているのか、ある程度、報告できますか。

【企業局長】 平成 17 年度、現年度で、この統合ポンプ場に設置する基本的な整備についての考え方を整理しており、大旨この整備の考え方についてまとめつつある。まとめ次第報告できると思うが、今のところ、私どもは、いろいろな考え方を基に、ここに集める浄水池の容量を大旨 1 万トンくらいの容量を想定しながらすすめていきたい。また、ポンプ場については、どこまで圧をかけて、この水をどこまで送るのかという問題等との兼ね合いがあるが、最大ポンプについては 500 キロワットの能力等を備えたものを、ここに整備していくのが適当ではないかと考えている。

【前産】 1 万トンの貯水池、ポンプは 500 キロワットだと、災害時に、この間、宇治の浄水場がストップしたと、ああいう場合にどの程度の所帯に緊急給水が出来るかと考えたらいいのですか。

【企業局長】 どの程度、災害時にこのポンプ場からバックアップできるかということですが、今のところ具体的に例えば何世帯とかいったところまでは出ていないが、考えているのは、大体、それぞれの市町村で、府営水で供給している水量のおおよそ二分の一程度を災害時にバックアップできる様な機能を持たそうということで検討しているところです。

【前産】 21 年度完成ということで、今の進捗状況をみれば、ほぼいけるというように見たらいいのか、その時点で、完成すればどの様に運用するかという事があると思います。平常時の運用、それから緊急時、災害時の運用、こういうことにかかってくると思いますが、先程、総事業費もまだだという事でもありました。その辺は、我々に、今時点でわかる様な資料を提供して頂いて、予算が出てきた時にそれを審議するというのではなく、ある程度、総事業費というか、どの程度の事業なのかというのは必要だと思うので資料の提供を求めます。

【企業局長】 先程お答えしたように、平成 17 年度で基本的な整備についての考え方を整理しています。大旨出来上がっていますが、今一步、努力をしているところです。基本的な考え方がまとめ次第、しかるべくご報告をすることになる。今現在、それに変わるものという形で示せるものはない。

【前産】 でき次第よろしくお願ひします。三浄水場の接続によって、水利権の転用とか移動というものも含むが、水の給水が非常に弾力的に運用できるということです。そういう意味では、天ヶ瀬ダムの再開発に伴って毎秒 0.6 トンの水利権が必要と本府の立場を堅持されているが、水利権の問題も、この三浄水場の接続によって検討を要する課題になってくるのではないかとと思うが、そういう認識はあるでしょうか。

【企業局長】 私どもは、三浄水場の接続については、一つの浄水場が地震・災害等でパンクした場合にバックアップが現状で無いということ懸念して接続工事を行っているのが主な動機です。ただ、委員が今おっしゃるように、水の日常的な運用というものも考えていきたいと思っています。これと、どれくらいの水が必要かということについては、再三申し上げているように、やはり、私どもは、必要な水の量は、一日あたり最大どれくらい使うのかということの基本にして考えているので、この三浄水場を結んだところで、一つの浄水場の日最大処理能力は、それを三つたしたのと、従来申し上げている事と変わりはありませんので、その点で京都府南部の府営水道の日最大量を保障するという意味での水源の問題とこの三浄水場の接続というのは、直接の関連はないものと考えています。

大戸川ダムの水利負担金問題は

【前産】 例えば、木津浄水場系であれば 48,000 トンの供給能力を既成で持っている。これが全部完成するとい

う将来計画でいえば70,000トンを超えるという事でしょう。それに見合う水利権を設定しているわけですから、例えば、木津浄水場系の水利権を天ヶ瀬に移すというような事をやれば、実体的な水の需要もそうですし水利権の移動・転用ということも視野にいれて検討していく課題だと私は思います。これは十分、今後検討して頂きたい。淀川水系の流域委員会の意見もありますし、国土交通省の今後のダム計画もあるので、今ちょうどタイムリーだと思っていますのでよろしくお願いします。

次に大戸川ダム計画の水利権の放棄による水利負担金の問題についてお聞きします。本府は水利権の放棄に伴って、17年度予算への水利負担金を計上しなかったということでもあります。これについて、近畿地方整備局が、「予算を計上しなかったとしても負担金は免除されない。補正予算での対応を求める。仮に予算化が無理だった場合、次年度負担金相当額も含め、必要な負担額について調整することになる」との見解を、ちょうど昨年度予算の審議をやっている最中、3月1日に出したとお聞きしている。18年度以降も予算化されることは無いと理解してよいのか、それから近畿地方整備局との協議の結果についてお聞きしたい。

【企業局長】まず、大戸川に伴う建設負担金については18年度も予算を計上していません。それから、近畿地方整備局との調整状況ですが、私どもは、水利権を放棄した以上、建設について負担をするというのは筋が通らないということで、負担をするといった協定を含めて協議に応じて頂きたいという立場で臨んでいます。今現在その決着がついたわけではないが、現実にはかつて私どもの1年前に、大阪府が同じように建設負担金を予算計上しないという局面がありました。大阪府もそうだし、私どもの17年度についても、現実、具体的に近畿地方整備局の方から、お金の請求があるといったことは、今現在までありません。従って、私どももそれを支出するというには至っていない。

【前窪】私が今言った近畿地方整備局の見解は、近畿地方整備局のホームページにはっきりと出されているので、削除するよう申し入れて頂くよう求めておきます。誤解を招きますので。今言いました、国土交通省のダム建設の方針で大戸川ダムの方は中止という方向ですが、ダム建設費の負担金、これまで出してきた総額についてお答え願いたい。ダム建設中止ということになると、このこれまで負担した経費の精算ということにもなってくると思うが、そういうことも含めて近畿地方整備局と協議をして頂きたいと思うがいかがか。

【企業局長】負担金については、利水のサイドですが、16年度まで7億1千万支出しています。これの精算等についても、これは法律に規定があるので、法律に基づく精算業務を、なるべく早く作業を行って欲しいということ、近畿地方整備局に要請をしています。けれども、今現在まだそれらについて具体的に協議が始まったということではありません。私どもの立場は、今回の近畿地方整備局の方針を踏まえて、この精算がされることを求めていきたいと思っています。

【前窪】的確にすすめて頂くようにお願いします。最後に、ダム問題ですが、ダム建設の負担金とは別に、水源地の地域整備事業に毎年、利水負担分として2,000万円程度、ずっと出していますね。この負担金については、ダム建設が中止になるわけですから、やはり、これも予算に計上するということは必要なくなると思うが、18年度以降どういうことになるのか、企業局の姿勢を伺いたい。

【企業局長】いわゆる水特事業の負担については、18年度については今回の当初予算には計上していない。この理由としては、近畿地方整備局の大戸川ダム建設についての考え方、この考え方に基いて水特事業についても、どういう風にランディングさせていくのか、こういう事が先決問題としてあるのではないか、その辺を近畿地方整備局として、事業主体である滋賀県等とよく連携しながら、水特事業の全体の見直しについて一定の考え方を示して頂きたい。その中で個別の事業の今後の可否等を具体的に判断しながら対処していきたいという考えを持っています。これは、関係する企画環境部、土木建築部とも連携をしながら、そういう考え方のもと、18年度については、今のところ予算計上しないことにしています。

【前窪】負担は、やはり事業は中止になるということですから、すべきでないという立場で協議を進めて頂きたい、このことを求めておきます。最後に要望しておきます。乙訓の水道問題では二市一町との協定による給水量と実際の水需要との乖離がますます大きくなっています。高すぎる水道料金の値上げをさらに迫るということになっているので、協定の見直しについて二市一町の首長さん等と是非、一般会計での負担も含めて、府の責任も明確にして臨んで頂くように要望して終わります。